

熊本県監査委員公告第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、平成29年4月20日から平成29年5月19日までの間に実施した定期監査結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年8月10日

熊本県監査委員	豊田 祐一
同	竹中 潮
同	城下 広作
同	池田 和貴

1 監査対象機関

部局名	機関名
総務部	消防学校
企画振興部	東京事務所
健康福祉部	保健環境科学研究所、食肉衛生検査所、清水が丘学園、精神保健福祉センター
環境生活部	環境センター、くまもと県民交流館
商工観光労働部	大阪事務所、福岡事務所、高等技術専門学校、技術短期大学校、産業技術センター
農林水産部	中央家畜保健衛生所、城北家畜保健衛生所、阿蘇家畜保健衛生所、城南家畜保健衛生所、天草家畜保健衛生所、農業大学校、林業研究指導所、水産研究センター、漁業取締事務所
土木部	三角港管理事務所、八代港管理事務所、水俣港管理事務所、熊本港管理事務所、天草空港管理事務所
教育委員会	宇城教育事務所、玉名教育事務所、菊池教育事務所、阿蘇教育事務所、上益城教育事務所、八代教育事務所、芦北教育事務所、球磨教育事務所、天草教育事務所、県立教育センター、県立図書館、県立美術館、県立装飾古墳館

2 監査対象期間 平成28年度

3 監査の主眼

財務に関する事務の執行については、合規性、正確性をはじめ経済性・効率性及び有効性の観点にも留意して実施し、特に不適正経理再発防止策の実効性を検証した。また、行政に関する事務の執行については、経済性・効率性及び有効性の観点を主眼として、組織の目標管理、主な事務事業の効果、職員の意識改革取組状況等について実施した。

4 監査結果

財務に関する事務の執行及び行政に関する事務の執行については、おおむね適正と認められた。なお、監査の際に確認された課題のうち、指摘事項及び意見事項は次のとおりである。

(1) 指摘事項

監査対象機関		監 査 の 結 果
部局名	機関名	
農林水産部	水産研究センター	<p>(試験調査船ひのくにの船舶安全法等に基づく定期検査工事について)</p> <p>標記工事について、次の課題により入札が中止されている。</p> <p>(1)発注に際し、納品までに5か月以上を要する交換部品があったにもかかわらず、40日程度と適正な工期を設定していなかった。</p> <p>(2)担当職員が上記交換部品の確保について事前にメーカーに協力依頼し、入札公告後開札前に、既に交換部品がメーカー協力店に届けられていたことで、公平な競争が保たれなくなった。</p> <p>再発防止策を策定するとともに、適正な会計事務の執行を行うこと。</p>
土木部	熊本港管理事務所	<p>(港湾施設使用許可について)</p> <p>港湾施設使用許可について、次の課題がある。</p> <p>(1)施設使用料徴収事務受託者は、港湾施設使用許可申請書を受け取っていたが、申請書が管理事務所に届いておらず許可が行われていない。熊本港管理事務所から受託者に申請書を受け取った場合速やかに管理事務所に提出することが徹底されていない。</p> <p>(2)徴収事務受託者が徴収した使用料について許可を確認しないまま収入調定している。</p> <p>熊本県港湾管理条例に基づき適正に事務を行うこと。</p>
		<p>(委託契約の事務処理について)</p> <p>可動橋人道橋保守点検業務の電子入札において、入札手続に誤りがあり、予定価格以上の見積額を示した業者を落札者とした。</p> <p>委託業務については、関係法令を十分に把握したうえで、適正に事務処理を行うこと。</p>
	天草空港管理事務所	<p>(天草空港修繕(VOR/DME用地造成)工事について)</p> <p>標記工事について次の課題がある。</p> <p>(1)設計金額が、算定過程での違算により過小な金額となっている。</p> <p>(2)誤った過小な設計金額に基づき施行したため、本来条件付き一般競争入札によるべきところ、指名競争入札を適用している。</p> <p>設計金額の積算に当たっては、組織的な計数確認を強化し、適正な算定結果に基づき入札方式を決定すること。</p>

教育委員会	教育センター	<p>(職員の交通事故等について)</p> <p>私用中の司法処分がなされた交通法規違反が1件、公務中に過失割合が高い人身事故が1件発生している。</p> <p>また、教育政策課へ交通事故報告等がなされていない。</p> <p>職員の交通安全意識の高揚を図るとともに交通事故及び交通法規違反に対する効果的な防止策を講じること。</p>
		<p>(幼稚園等新規採用教育保育士研修会の講師謝金について)</p> <p>幼稚園等新規採用教育保育士研修会講師の謝金について、過払いが1件発生している。</p> <p>報償費の支払に当たって適切な事務処理を行うとともに、組織的なチェックを徹底すること。</p>

〈参考〉

「指摘事項」とは、以下のような事柄に該当し、改善が必要とされる課題である。

- (1) 法令、条例、規則又は通知・通達に違反し、事務の執行が不適正となっているもの
- (2) 未収金解消対策が的確に講じられていないもの
- (3) 予算の執行又は財産管理等において、適正を欠くもの
- (4) 故意又は重大な過失により、不経済や損害を生じさせたもの
- (5) 経済性、有効性又は効率性が著しく低いもの
- (6) 事務・事業の執行に当たり、是正又は改善が必要であると認められるもの
- (7) 前年度監査において注意事項とされていた事項で是正又は改善がされていないもの

(2) 意見事項

なし

〈参考〉

「意見事項」とは、組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に関する報告に付記するものである。